

# 南朝鮮における米占領軍の神道政策

—GHQ／SCAP の神道政策との比較の視点から—

松谷基和

(東京大学大学院)

## 問題の所在と本稿の目的

アジア太平洋戦争に勝利し、日本を占領統治した連合国最高司令官総司令部 (General Headquarters / Supreme Commander for the Allied Powers; 略称 GHQ / SCAP) は、日本の民主化と非軍事化を二大目標とし、社会の諸領域で様々な占領政策を実施した。中でも、神道を国家の中心に位置付ける国家体制や宗教制度——それは、しばしば「国家神道」と称される——は、日本の軍国主義の源泉と見なされ、その解体は日本の民主化と非軍事化に向けた重要政策として優先的に実施された。

他方、戦後に南朝鮮を占領した在朝鮮米国陸軍 (United States Army Forces in Korea; 略称 USAFIK) と後にそれが母体となって構成された在朝鮮米軍政府 (United States Army Military Government in Korea; 略称 USAMGIK)<sup>(1)</sup>にとっても、その解体は重要な課題であった。なぜならば、日本が降伏した 1945 年 8 月 15 日以降も南朝鮮には依然として国家神道を支える法制度や行政制度が残されており、日本の支配権や軍国主義を一掃するためには、国家神道の解体は不可避であったからである。つまり、米国が主導する GHQ / SCAP と USAMGIK という二つの占領組織は、戦後の日本と南朝鮮において国家神道の解体という共通課題に直面していたのである。

しかしながら、実際に両者が占領開始後に国家神道の解体に向けて実施した措置——以下、神道政策と呼ぶ——には、著しい相違が見られた。端的にいえば、GHQ / SCAP が神道を国教的地位から追放した後には、それを一宗教として尊重し神社の存続も認めたのに対して、USAMGIK は

神社の法的・財政的基盤を奪った上で、一律に廃止するという強硬な抑圧策を実施したのである。

このように国家神道の解体という占領目標を共有していた両占領組織が、かくも対照的な神道政策を実施した理由は何であったのであろうか。米国が日本の軍国主義を徹底して除去しようとするならば、その温床と見なされた国家神道とその神社は、両国において完全に廃止されるべきであったであろう。逆に、神道を一宗教として尊重するのであれば、南朝鮮においてもそれは保護されるべきであり、戦後も南朝鮮の神社が何らかの形で存続する可能性が存在していたと思われる。特に、当時の国際法が占領地における現地の宗教・礼拝施設への干渉を「宗教の自由」を犯すものとして厳しく禁じていた点を考慮するならば、朝鮮人民衆が国家神道に対して強い反発を抱いていたとはいえ、占領統治者である USAMGIK にとっても神社の廃止が自明の選択肢であったかについては疑問の余地が残る。さらに、GHQ / SCAP が日本のみならず南朝鮮の占領統治に対しても管轄権を有し、占領の全期間を通じて USAMGIK に対して人員の派遣や占領政策に関する指示を与えていた事実にも着目するならば<sup>(2)</sup>、同一の国家神道という存在に対しては、占領政策の一貫性を保つ必要性から、類似した政策が実施される可能性が十分にあり得たと思われる。

本稿は、上述の問題設定に基づき、これまで未解明の部分が多かった戦後南朝鮮における USAMGIK の神道政策の形成および実施過程を一次史料に基づき明らかにし、GHQ / SCAP の神道政策との比較を通じて、両者間に相違が生じた背景を解明することを目的としている。以下、第 1 節では、日本の降伏から米軍占領の開始までの約三週間に南朝鮮の神社を取り巻く環境がどの

表 I 1945年8月15日以降の朝鮮における治安状況

事件の種類	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	計
警察官署に対する襲撃・選挙・接收等	12	38	39	17	34	4	3	2	0	0	149
内地人警察官に対する暴行・脅迫・掠奪等	3	19	16	13	9	0	6	0	0	0	66
朝鮮人警察官に対する暴行・脅迫・掠奪等	4	21	26	32	24	2	1	1	0	0	111
郡・面その他一般行政官庁に対する襲撃・占拠・破壊	4	26	23	12	10	6	4	1	0	0	86
朝鮮人官公吏に対する暴行・脅迫・掠奪	3	28	44	7	12	13	2	0	0	0	109
神祠・奉安殿に対する放火・破壊	21	25	27	14	45	3	1	0	0	0	136
計	47	157	175	95	134	28	17	4	0	0	657

出典：山名酒喜男「終戦前後における朝鮮事情概要」森田芳夫・長田かな子編『朝鮮終戦の記録・資料編第一巻』巖南堂書店、1979年、pp.13-4に掲載の表を筆者が一部編集して作成。

ように変化していったのかを、朝鮮人民衆、朝鮮総督府そして現地の日本人植民者（以下、在朝日本人）の神社処理に対する姿勢の相違に着目しつつ概観する。第2節では、占領開始以前の段階でUSAFIKが作成していた神道政策の内容を検討し、それが現地占領後の実施過程において変化していく過程を描く。同時にそうした神道政策の変化をもたらした要因について仮説を提示し説明を試みる。第3節では、日本におけるGHQ／SCAPの神道政策の内容および形成過程を検討し、USAMGIKのそれとの間に著しい相違が生じた背景を明らかにする。最後に、すでに当時から両国の占領政策担当者間で神道政策の相違の是非をめぐり議論が交わされていた事実を紹介し、それにもかかわらず、その後も両国で異なる神道政策が継続されたことが、戦後の両国社会にもたらした影響について若干の示唆を行い結びに代える。

## 1. 朝鮮の解放と神社

### （1）日本の敗戦前後における朝鮮の神社概況

日本の朝鮮支配が終焉した1945年8月の時点で、朝鮮全土には約70社の神社と1,000個の神祠が存在していた<sup>(3)</sup>。植民地初期において、神社は日本人の入植者により自主的に建立されていたが、後には国家神道イデオロギーを通じて朝鮮人を日本人に同化させる政策の下、政府主導で各地に計画的に神社が建立されるようになった。こうした全国的な神社制度の整備が進められる中で、

従来の民間の神社にも国家から社格が付与され、朝鮮全土の神社は朝鮮神宮を頂点とする国家神道のヒエラルキーに編入されていった<sup>(4)</sup>。

45年8月15日正午、日本の敗北を告げる玉音放送は、日本と時を同じくして、朝鮮にも届けられた。解放の喜びに沸く朝鮮人の一部は、それまでの日本の支配に対する反発を爆発させ、各地で日本人の所有施設に対する襲撃を開始した。そして、その矛先は日本の行政官署のみならず、神社や神祠にも向けられた。総督府の統計（表I）によれば、解放直後の一週間に最も多く襲撃された施設は警察署（149件）であり、次いで神祠・奉安殿（136件）であった。これらの数字は、他の行政官庁に対する襲撃数（86件）を大きく上回っており、解放直後に朝鮮人民衆が何よりもまず望んだことが、日本の警察による物理的抑圧と国家神道による精神的抑圧からの解放であったことを窺わせる。

しかしながら、実際に民衆の襲撃によって破壊された神社数は、朝鮮全土の神社総数に比して少数に留まった。上で引用した136件という神社への襲撃件数は、学校施設の奉安殿に対する襲撃も含むので、必ずしも全数が神社への襲撃を意味するものではないが、仮に136件全てが神社の破壊を意味するものと仮定しても、朝鮮全土の神社・神祠総数1,141カ所に占める割合はわずか8.4%に過ぎなかった。また、破壊が確認された神社の大半は、朝鮮北部（38度線以北）に集中しており、南朝鮮の神社の被害は相対的に少なかった<sup>(5)</sup>。さらに、解放直後に頻発した神社関連施設への襲

撃は、8月22日を最後に完全に沈静化しており、その後に大規模な神社破壊が行われたことを示す史料は筆者の調査した範囲では見つかっていない。したがって、南朝鮮の神社は、解放後にその一部が破壊されたとはいえ、その大半は——少なくとも物理的にその建物は——戦後もその姿を留めていたとみることができよう。

## (2) 朝鮮総督府と在朝日本人の反応

一方、朝鮮総督府や朝鮮の神社界は、日本の敗北と朝鮮人民衆による神社襲撃という事態を受けて、極めて迅速に対応措置を講じた。朝鮮神宮は、8月15日、日本の降伏が発表されるや否や「昇神式」の実行を決定し、翌16日、総督府にこの方針を伝えた。総督府はこの「昇神式」の実行に即座に同意すると、各地方の知事に対しても現地の神社において速やかに「昇神式」を実施し、式後には神社を自主的に解体するよう指示した<sup>(6)</sup>。

「昇神式」とは、神社に祭られている神々をそのルーツである山・川・海あるいは日本本土の神社に送り返す儀式のことである<sup>(7)</sup>。しかし、この特異な儀式の真の狙いは、朝鮮人民衆の手から日本の神々——特に天照大神や明治天皇——を守り、帝国の尊厳を維持するところにあった<sup>(8)</sup>。すなわち、総督府は「昇神式」により神々を安全な場所に退避させてしまえば、これを自主的に解体する、あるいは朝鮮人民衆により破壊されることがあつても、日本の神々や帝国の尊厳が犯されることを避けられると考えたのである。かくして、8月16日以降、朝鮮の各地では続々と「昇神式」が実施され、在朝鮮の日本人の引揚げや安全の確保に優先して「神々の引揚げ」が優先的に実施された<sup>(9)</sup>。そして、神々の去った神社は残された日本人の手により解体される運びとなった。

その一方で、総督府は南朝鮮に進駐予定のUSAFIKに対して、神社への慎重な対応を求める事前要請も行っていた。総督府は8月22日、日本政府からUSAFIKが南朝鮮を占領することを正式に通知されるや、それに対する要望を『朝鮮総督府希望事項』という文書にまとめたが、その中の一つが「神宮・神社の尊厳を維持することを希望す」というものであった<sup>(10)</sup>。この時点で、

総督府はすでに昇神式と神社解体の方針を決定していたのであるから、ここで言う「神社の尊厳維持」とは、神社の存続ではなく、総督府が行う神社処理に対するUSAFIKの不干渉を求める意味であったと思われる。しかしながら、現地の事情を十分に把握していないUSAFIKにとっては、この要求は総督府が神社の存続を強く望んでいると誤解されたであろう。この文書は後に9月6日、本格的進駐を前に京城に入ったUSAFIKの先遣隊に手交され、その要求事項はUSAFIKの知るところとなつた<sup>(11)</sup>。

ところで、こうした総督府による唐突で一方的な昇神式および神社解体の命令は、必ずしも在朝日本人すべてに歓迎されていたわけではなかった。というのも、戦後も朝鮮に残留することを希望した在朝日本人の間には、あくまでも現地の神社を護持する動きが見られたからである。例えば、日本人世話会<sup>(12)</sup>の京城支部は、京城神社の存続を希望し、行政府に対する具体的な要望書まで作成していた。それによれば、同世話会は官幣社である京城神社を国家から無償で譲り受けた上で、戦後はそれを民間で護持することを検討していた<sup>(13)</sup>。つまり、國家の尊厳維持を最優先事項として神社や日本の神々を南朝鮮から撤退させようとした総督府とは対照的に、在朝日本人の中には戦後も神社を存続させ、日本の神々を彼ら自身と共に朝鮮に残留させることを希望した者が少なからず存在したのである。また、ごく少数であるが、朝鮮人の中にも神社を継続して使用することを試みた者も存在していた。当時、京城神社の朝鮮人神職であった洪道載は、戦後に同神社を「檀君聖廟」と改名し、朝鮮固有の信仰を起こすことを検討していた<sup>(14)</sup>。おそらく彼が目指していたのは、神社に新たな祭神として朝鮮の神を祭り、神社信仰を朝鮮化する形で存続させるとであったと思われる。これは神社信仰のそれ自体の継承ではないが、少なくとも神社の建物や伝統儀式の再利用が朝鮮人によって検討されていた事例として注目に値する。さらにこの他にも朝鮮人の間に、神社を図書館、養老院、学校として使用したいとの希望が存在したことが報告されており<sup>(15)</sup>、戦後にも神社の建物や境内地が、別の形での再利用を目的

として保護される可能性が残されていた。

このように日本の敗戦を契機に、総督府、朝鮮人民衆、在朝日本人は神社の存続に対してそれ程異なる姿勢を示したわけであるが、それを改めて整理すれば次のようになろう。まず、南朝鮮において神社の廃止を最も強く望んでいたのは、総督府と朝鮮人民衆であった。ただし、その理由は、前者が国家の尊厳維持であったのに対し、後者は日本の抑圧的支配への反発という全く異なるものであった。他方、神社の存続を望んだのは一部の在朝日本人であった。彼らは、戦後も引き続き南朝鮮に残留することを前提に、自らの信仰の場として神社を存続させることを望んだのである。また、ごく少数ではあるが、朝鮮人の間でも神社施設の再利用が検討されていた。とはいえ、圧倒的多数の朝鮮人が神社の廃止を望み、また神社の管轄権を持つ総督府が神社解体を決定していた以上、南朝鮮の神社が存続する可能性は極めて乏しかった。このため、このまま事態が推移すれば、それらが消滅するのは時間の問題と言えた。ところが実際には、神社解体が本格化する以前にUSAFIKの南朝鮮占領が開始されたため、現地の神社の運命は急変することになったのである。

## 2. USAFIK の神道政策の形成と展開

### (1) 占領開始以前の神道政策

南朝鮮占領時点で、USAFIKはさほど詳細な占領政策を持ち合わせてはいなかった。これはすでに多くの研究が指摘するところである<sup>(16)</sup>。USAFIKは、日本の敗戦前夜から、朝鮮北部に侵攻を開始していたソ連軍の更なる南下を防ぐ目的で、急遽、沖縄から南朝鮮に派遣され部隊であり、米国政府から十分な占領政策に関する指示を受けていなかったのである。さらに、USAFIKは本来、実戦を主任務とする野戦軍を母体として構成されており、占領地での軍政経験も少なく南朝鮮に関する知識も乏しかったため、独自に占領政策を策定する能力は決して高くなかった<sup>(17)</sup>。ましてや神道政策のように日本や朝鮮の宗教・文化に関する高度な知識が要される政策を立案するのは、同軍にとって極めて困難であった。

しかしながら、こうした全般的な占領準備および政策立案能力の不足にもかかわらず、USAFIKは南朝鮮占領開始までに最低限の神道政策を準備することができた。なぜならば、USAFIKは米国政府に代わって在マニラの米国太平洋陸軍司令部——これが後にGHQ／SCAPの母体となる——から占領政策に関して一定の助言を受けることができたからである<sup>(18)</sup>。こうした支援の下、45年8月29日付けで作成された同軍の《軍団野戦命令第55号》では、南朝鮮占領の目的と神道政策が次のように規定された。

- a) (占領の) 第一の目的は……軍国主義の廃止である。(中略)
- d) 宗教の自由が宣言されるべきである……日本の軍国主義的、国家神道的、超国家主義的イデオロギーの宣伝と頒布は如何なる形であっても禁止される (傍点は筆者)<sup>(19)</sup>。

ここで「国家神道」が「軍国主義」と並列されていることが示すように、USAFIKは両者を不可分の関係にある、ほぼ同義の危険思想と見なしていた。したがって、USAFIKが「軍国主義の廃止」を目指す以上、当然の結果として「国家神道」も抑圧の対象として規定された。さらに重要な点は、「軍国主義」と「国家神道」の廃止が、「宗教の自由」の確立にも資する政策として位置付けられていたことである。つまり、USAFIKにとって「国家神道」に対する抑圧は、「軍国主義の廃止」と同時に「宗教の自由」の達成するための不可欠の手段として認識されていたのである。

ところで、「軍国主義の廃止」と「宗教の自由」を最重要の占領目標に位置付けることは、決してUSAFIKに独自のものではなかった。この両者は、第二次大戦中から連合国が対枢軸国戦の遂行と戦後の国際秩序を構築するための共通目標として掲げていたものであり、1943年の《大西洋憲章》で明文化された後、《ポツダム宣言》およびこれに依拠したGHQ／SCAPの対日占領政策文書の中でも繰り返し言及されていた。また、後に触れるように、USAFIKが南朝鮮占領直後に

発令した最初の布告においても「宗教的自由の保護」は「降伏文書の履行」——それは「軍国主義の廃止」を意味していた——<sup>(20)</sup>と並んで占領政策の根幹をなす最重要政策として掲げられていた。

しかしながら、国家神道の抑圧を通じて「宗教の自由」を確立するという USAFIK の政策は、次の三つの事情から、その実施にあたっては大きな困難が予想された。第一に、国家神道は宗教的な要素を多分に含むため、これに対する抑圧は、USAFIK（米国）および連合国が掲げる「宗教の自由」という理念に反する危険性があった。第二に、当事の国際法は占領地における敵国宗教の尊重および宗教的建造物の保護を要請していた<sup>(21)</sup>。実際、先に触れた USAFIK の《軍団野戦命令第 55 号》も、こうした国際法上の要請を反映して「歴史的、文化的、宗教的建造物」の保護を明確に指示していた<sup>(22)</sup>。このため、USAFIK が上記の国際法を遵守する限り、神道や神社はむしろ積極的な保護対象であり、その強制的な廃止は国際法に抵触する恐れがあった。第三に、東京の GHQ / SCAP が、神社に対する慎重な対応を取るよう USAFIK に指示していた。詳しくは第三章で述べるが、この時すでに日本占領を開始していた GHQ / SCAP は、神社に対する干渉を控え、その現状維持を図っていた。このため、USAFIK が南朝鮮占領を前に幹部将校を東京の GHQ / SCAP に派遣し、神道政策に関する助言を求める際、GHQ / SCAP は南朝鮮においても日本と同様に「あらゆる手段を通じて神社への冒瀆を避けるよう」指示したのである<sup>(23)</sup>。

このように国家神道の廃止を通じて「軍国主義の廃止」と「宗教の自由の確立」を図るという USAFIK の神道政策は、当時の連合国の共通理念、占領に関する国際法およびそれに基づく米軍の内規に反するのみならず、さらには GHQ / SCAP の日本占領政策との関係において著しく整合性を欠くという重大な問題を抱えていた。こうした矛盾や問題が当時 USAFIK 内でどの程度認識されていたかについては今後さらに慎重に検討する必要があるが、いずれにせよ USAFIK の上部機関である GHQ / SCAP から神社に対する慎重策が指示された以上、USAFIK はそれに

従わざるを得なかったであろう。したがって、占領開始時点における USAFIK の神道政策は、大枠として国家神道の廃止の方向性を打ち出しながらも、占領後当面はそれに対する強硬措置を控え、現状維持を図るという穩健かつ暫定的な性格のものに留まっていたと見てよいであろう。

## （2）占領の開始と神道政策の変化

1945 年 9 月 8 日、仁川から南朝鮮上陸を開始した USAFIK は、翌 9 日、首都京城を占領した。同日、USAFIK は朝鮮総督府との間で降伏文書への調印を交わした後、マッカーサーの《太平洋米国陸軍総司令部布告第一号》を発令し、朝鮮の住民に対して軍政開始を公式に宣言した<sup>(24)</sup>。この布告は、占領直前に東京の GHQ / SCAP から USAFIK に伝達されたものであり、先に触れたように、朝鮮の人民に対して南朝鮮占領の主目的のひとつが「宗教の自由」の確立にあることを公けに宣言していた<sup>(25)</sup>。同布告の後、USAFIK は旧朝鮮総督府を接收して、新たに占領行政を担当する政府機関として在朝鮮米軍政府（USAMGIK）を発足させた。

さて、国家神道に対する強い警戒心を抱きつつ占領行政を開始した USAMGIK であるが、ほどなく現地の神社——なかんずく、全朝鮮の神社の頂点に立つ朝鮮神宮——が日本人の手により解体されつつあるという予想外の事実に直面し驚愕した<sup>(26)</sup>。というのも、先に見たように USAMGIK は占領に先立ち、「神社の尊厳の維持を希望する」との要望書を総督府から受領しており、当然、総督府や現地日本人が神社の保護や存続を強く望んでいるものと理解していたからである。

こうした総督府による神社解体は、USAMGIK にとって予想外のことではあったが、結果的には極めて好都合の出来事であったと思われる。というのも、このまま総督府に神社を解体、撤去させておけば、USAMGIK は自ら勞さずして、南朝鮮から国家神道を一掃できたはずだからである。ところが、実際には USAMGIK は、決して事態を傍観することはしなかった。USAMGIK は、神社解体の事実を確認するや、「公共的建物は軍政庁が接收し、現状維持を命じている」との

理由で、速やかにその解体作業を停止するよう命じたのである<sup>(27)</sup>。これは、おそらく先に発令されたマッカーサー名の布告が、現地の公共機関の記録および帳簿の保存を義務付けていたことに対応した措置であったと見られる<sup>(28)</sup>。

さらに後日、神社の解体問題をめぐって改めて USAMGIK と総督府及び朝鮮神宮の代表者間で協議が開かれたが、この席で USAMGIK 長官アーノルド (Archibald V. Arnold) は、「マッカーサー元帥の布告に、宗教の自由は認めている。これ（朝鮮神宮）を日本政府が取り壊すことはできない。取り壊すとすれば、信者がすべきものだ」<sup>(29)</sup>と述べ、「公共的建物の現状維持」に代えて、新たに「宗教の自由の保護」を理由に、神社の解体禁止を重ねて通告した。USAMGIK は神社を信仰する信者が存在する限り、一方的に総督府がそれを解体することは、宗教の自由を侵害する行為であり、米軍政下では認められないとの方針を明示したのである。実はマッカーサー布告の原文は「朝鮮人の個人的および宗教的权利」の保護にしか言及していなかったのであるが、彼はその保護対象範囲を日本人にまで拡大し、それを占領地の全住民の持つ普遍的権利として擁護する姿勢を示したのである<sup>(30)</sup>。

このように USAMGIK が神社解体を禁止する理由として「公共的建物の現状維持」に代えて「宗教の自由の保護」を提示するに至ったのは、京城の日本人世話会が USAMGIK に神社存続の要望書を提出していた事実と深く関係していたと思われる。先に触れたように、この要望書は民間人の信仰の場として神社の存続を訴えるものであったから、「宗教の自由の確立」を占領目標に掲げる USAMGIK としては、その要求に耳を傾けざるを得なかったと思われる。あるいは、USAMGIK には、敵国住民であり、かつ少数派に過ぎない在朝日本人の宗教的権利を敢えて保護することと、自らの統治が総督府に比して民主的かつ国際法に照らして合法的であることを宣伝する狙いがあったのかも知れない。いずれにせよ、USAMGIK は、圧倒的多数の朝鮮人民衆が神社の廃止を望み、また旧総督府が神社解体を要求している状況下にもかかわらず、神社の存続を認めるとい

う大胆な決定を下したのである。

### （3）総督府の反発

しかしながら、信者が望む限り神社の存続を認めるという USAMGIK の方針は、総督府や朝鮮神宮側からの強い反発を招いた。総督府は、徹底して日本の神々や帝国の尊厳維持を重視する立場に固執し、是が非でも神社の解体を認めるよう USAMGIK に迫ったのである。総督府は、USAMGIK が「宗教の自由」に照らして神社を保護すると主張したのに対して、「神社は日本では宗教として扱っていない」、「神官や神職も月給を国家から受ける官吏」であり、「（信者である）氏子はいるにはいるが、神宮は国家的行事をする場所であり、建物は他の宗教寺院などとは異なり、特別に扱われるべきである」<sup>(31)</sup>と述べ、神社は非宗教的な国家施設に過ぎないので、これに宗教の自由を適用する必要性はなく、総督府による神社解体も国家による宗教施設の破壊——すなわち「宗教の自由」の侵害——には該当しないと反論したのである。

総督府が主張した神社は宗教ではないとする考え方——いわゆる「神社非宗教論」——は、当時の日本政府の公式見解であり、実際にも当時の総督府の行政制度において、神社は他の宗教とは区別されていた<sup>(32)</sup>。それゆえに、非宗教である神社に「宗教の自由」を適用する必要はないとする総督府の主張は、論理的には正当なものであった。とはいって、「神社非宗教論」は、日本政府が国家神道イデオロギーを通じて国民を教化する上で、キリスト教を始めとする他宗教の信者からの反発を回避するために恣意的に神社の宗教性を無視して作り出した論理であり、神道や神社が宗教である——少なくとも宗教性を帯びている——ことは否定しがたい事実であった<sup>(33)</sup>。特に一般の民衆にとって神社は日常生活に根付いた宗教であり、在朝日本人が神社の存続を切望していたことが、その何よりの証左であった。

このように USAMGIK は、一旦は神社を宗教として保護する方針を打ち出したのであるが、総督府から「神社非宗教論」に基づく強い反論が提起されたことにより、次のいずれかの選択を迫ら

れることになった。すなわち、USAMGIKは、神社は非宗教であるという形式論理にしたがって神社の解体を許可するか、あるいは神社の持つ宗教性を重視して保護するかという神道政策を決定的に左右する重要な二者択一に直面したのである。

#### (4) USAMGIKの神道政策の転換

この選択に関して、USAMGIK内でどのような調査や議論が行われたのかは、史料上の制約により十分に明らかではない。しかし、結論から言えば、USAFAIKは神社を宗教として保護するという当初の方針を撤回し、総督府に神社の解体を許可したのである<sup>(34)</sup>。ただし、注意すべきは、USAMGIKは神社の解体を許可すると同時に、神社に対する抑圧策にも着手したという点である。つまり、USAMGIKは神社の解体を認めたとはいえ、決して総督府による神社処理に便宜を図る、あるいは神社の尊厳を維持する行動に出たわけではなく、逆に厳しい処罰的な措置を矢継ぎ早に講じたのである。

まず、USAFAIKは9月21日、《軍政府一般命令第5号》を発令し、植民地時代に制定された法令中、朝鮮人に対する差別や抑圧を容認していた悪法として「予備検束法」、「治安維持法」そして「神社法」の廃止を命令した<sup>(35)</sup>。前者二つの法律の廃止が、それまで抑圧されてきた朝鮮人の宗教者や宗教団体の活動を自由化する措置であったのに対し、「神社法」の廃止は、神社から一切の法的権利を剥奪し、法的保護の対象外とする点で、事実上の神社廃止命令であった<sup>(36)</sup>。

続いてUSAFAIKは、法的基盤を喪失した神社に対して、現有財産を速やかにUSAMGIKに譲渡するよう命じた。これにより、9月22日、他の神社に先駆けて、朝鮮神宮は所有する有価証券、現金をUSAMGIK内の地方課に提出させられた。次いで10月23日、同神宮の不動産もUSAMGIKに無償で譲渡され<sup>(37)</sup>、同神宮は一切の財産を喪失した。USAMGIKによる神社財産の没収は、後に地方の神社に対しても実施され、神社関連の財産は全てUSAMGIKの接收するところとなった<sup>(38)</sup>。この結果、神社は法的・財政的基盤

と共に完全に剝奪され、その存続は不可能となつた。この過程で先に在朝日本人が提出していた神社存続の要望書も正式に却下が通告され<sup>(39)</sup>、南朝鮮の神社存続の可能性は完全に消滅することとなつた。

#### (5) USAMGIKの神道政策転換の理由

ここで問題となるのは、なぜ一旦は神社の宗教的権利を尊重する姿勢を見せたUSAMGIKが、後になって急遽、神社廃止策へと舵を切ったかである。もちろん、この政策転換が、総督府との折衝後に行われた点から見て、総督府が唱えた「神社非宗教論」がUSAMGIKに採用され、それが政策転換に直接的な影響を与えたことは間違いない。それではなぜ、USAMGIKは敢えて「神社非宗教論」を採用し、神社を非宗教と規定する必要があったのであろうか。おそらくこの疑問を解く鍵は、USAMGIKが、「宗教の自由の確立」と同時に、「軍国主義の廃止」という目標を同時に掲げていた点にあると思われる。

先に触れたように、国家神道の抑圧を通じて「宗教の自由の確立」と「軍国主義の廃止」を達成するというUSAMGIKの占領政策は、国家神道が宗教的要素と軍国主義的要素をあわせ持つ以上、根本的に大きな矛盾を抱えており、両者を同時に達成することは論理的に不可能であった。なぜならば、「宗教の自由」を重んじて神社を存続させれば「軍国主義の廃止」が未達成となり、逆に神社を廃止すれば「宗教の自由」を侵してしまうというジレンマがそこには存在したからである。

USAMGIKが占領開始直後に「宗教の自由」に照らして神社の保護を発表した時点では、この深刻なジレンマは自覚されていなかったと思われる。しかし、後になってこのジレンマを認識するや、USAMGIKはそれを克服する手段を必要とし、総督府の主張する「神社非宗教論」の利用価値に注目するに至ったと思われる。というのも、「神社非宗教論」を採用すれば、神社は宗教でないのであるから、宗教の自由に反することなく、神社の廃止が可能となり、「宗教の自由の確立」と「軍国主義の廃止」を両立が可能となるからで

ある。右の図1は、USAMGIKの神道政策が抱えていた根本的ジレンマと、それが「神社非宗教論」により克服されるロジックを図式化して示したものである。

このようにUSAMGIKが「神社非宗教論」を採用したのは、決して総督府に神社の解体許可を与えるためではなく、「宗教の自由の保障」と「軍国主義の廃止」という二つの占領政策目標を同時に達成するための戦略的選択の結果だったのである。

#### (6) 「神社非宗教論」を利用した神社廃止政策の起源

実は「神社非宗教論」を利用して国家神道の抑圧を正当化するという政策は、かつて米国政府内でも真剣に検討されたことのある有力な神道政策のひとつであった。周知のように、米国政府は戦時中から日本の敗北を前提として詳細な戦後占領政策の検討に着手しており、神道政策に関しては、1944年春に米国務省内の部局間委員会が作成した「日本：宗教の自由」という文書において最も入念な検討がなされていた。同文書は、国家神道を軍国主義を助長する存在として危険視しながらも、強制的に神社を廃止することは、宗教の自由に反する恐れがあるため極力控えるよう勧告していた。ただし例外として、軍国主義的因素を強く持つ靖国神社や乃木神社等に関しては、「日本政府は、国家神道は宗教ではない」と繰り返し主張しているので「宗教の自由を侵すことなく」強制的に廃止することが可能であると結論付けていた<sup>(40)</sup>。つまり、「軍国主義の廃止」と「宗教の自由の確立」を同時に達成するためには、特定の神社の廃止は不可避であり、その措置を正当化する手段として、日本政府の主張する「神社非宗教論」を逆利用することが戦略として提案されていたのである。

USAMGIKが、果たしてこの国務省文書の存在を知っていたのか、あるいは同様の指示を国務省やGHQ／SCAPから受けていたのかは、現時点では確認できない。ただし、USAMGIKが総督府から「神社非宗教論」の提起を受けた直後

図1 神社処理に伴うジレンマとその克服過程

南朝鮮占領前～占領直後

	神社を「宗教」と規定	
	宗教の自由	軍国主義廃止
神社存続	○	×
神社廃止	×	○



総督府との会談後

	神社を「非宗教」と規定	
	宗教の自由	軍国主義廃止
神社存続	○	×
神社廃止	○	○

に、神社の存続から廃止へと神道政策を転換させている点から見て、USAMGIKが「神社非宗教論」を戦略的に利用した可能性は極めて高いといえよう。

#### (7) 他宗教の保護

神社を非宗教と見なして廃止するというUSAMGIKの神道政策は、他方で、神道以外の宗教に対する保護政策と表裏一体で実施された。USAMGIKが、「宗教の自由」を掲げる以上、「非宗教」と規定された国家神道や神社を抑圧することは可能であっても、「宗教」に対して同様の措置を取ることは不可能であったからである。例えば、日本佛教や教派神道の場合、その寺院や教会は宗教的施設として保護され、神社のように強制的に財産が没収されることはない<sup>(41)</sup>。これらの施設は、戦後しばらくの間、日本本土への引揚者や朝鮮北部からの日本人避難民の収容施設として使用された後、朝鮮人側の信徒団体や個人に対して売却あるいは譲渡されたものが多かった<sup>(42)</sup>。

また、USAMGIKが45年11月5日、神道の神官を「望ましくない人物」として指定し、「各地の神官はその居住する地の日本人世話会に速やかに登録し、集団で退去すべき」と神道関係者の速やかな退去を命じた際も<sup>(43)</sup>、日本佛教の僧侶や教派神道の教誨師はその追放対象には含まれなかつた。実は、この指令は「神道の神官と僧侶(Shinto priests and monks)」という曖昧な用語を使用していたため、僧侶や教誨師は彼ら自身も神官同様に追放されることを覚悟していた。しかし、USAMGIKは後日、彼らが追放対象外であることを明確に通知してきたのである<sup>(44)</sup>。ただし、46年3月になると、USAMGIKが、在朝鮮の日本人全員に対し本土への引揚げを義務付け

たため、最終的には神道以外の日本の宗教者も全て朝鮮から姿を消すことになった<sup>(45)</sup>。

いうまでもなく、戦時中、日本仏教や教派神道はもちろんのこと、その他の諸宗教はいずれも国家神道に対して協力的な姿勢を示し、多かれ少なかれ軍国主義を支持、扇動する役割を果たした。したがって、USAMGIK が軍国主義の廃止を目指す以上、本来であれば神道以外の日本宗教を抑圧したとしても何ら不思議ではなかった。にもかかわらず、USAMGIK はあくまでも「宗教の自由」に照らして、神社以外の日本の宗教団体に対しては強硬な抑圧措置を控えたのである。

### 3. GHQ／SCAP 神道政策との比較

#### (1) GHQ／SCAP の神道政策の展開

南朝鮮において USAMGIK が掲げた「宗教の自由の保障」と「軍国主義の廃止」は、GHQ／SCAP の対日占領においても全く共通の目標であった。それは同時に GHQ／SCAP もまた、日本で神道政策を展開する上で、南朝鮮で USAMGIK が直面したのと全く同じジレンマに直面したことを意味する。それでは、GHQ／SCAP は日本においてこのジレンマをどのように克服していくのであろうか。

GHQ／SCAP は、USAMGIK の南朝鮮占領開始より一週間早く、1945年9月2日、戦艦ミズーリ号上で日本政府と降伏文書への調印を交わした後、本格的に占領行政を開始した。日本の場合、南朝鮮とは異なり、敗戦直後に政府による昇神式や神社の解体、民衆による神社襲撃といった事態は一切発生しておらず、神社を取り囲む状況は極めて平静であった。日本政府と神社界は、敗戦後も神社を存続させる方向性では一致していたが、それを米軍の占領下でどのように実現するかについて具体策がなく、特に目立った動きを見せていなかった。また、米国政府も、マッカーサーに「日本降伏後における米国の初期政策」を指示した際、

宗教的礼拝の自由は、占領後、速やかに宣言されるべきである。また同時に、超国家主義、

軍国主義的組織と活動は、宗教的装いの下に隠れることは許されない旨、日本人に対して明確に示されるべきである<sup>(46)</sup>

と述べるに留まり、軍国主義と宗教の関係を是正する必要性には触れたものの、国家神道や神社に対して取るべき具体的な措置については何ら言及しなかった<sup>(47)</sup>。

このように、戦後の日本では、神社の取り囲む状況が平静であった上に、米国政府からも明確な指示がなかったため、GHQ／SCAP が神道政策を急ぐ状況にはなかった。このため、GHQ／SCAP には、占領後しばらくの間、神社に対する現状を維持しつつ、さらなる本国政府からの指示を待つ時間的余裕があった。前節でみたように GHQ／SCAP が USAMGIK に対して南朝鮮においても日本と同様の対神社慎重策を取るよう指示したのも、こうした GHQ／SCAP 側の事情を反映していたものと見られる。

#### (2) ヴィンセント声明

米国政府が日本の神道に関する具体的な政策を初めて公式に発表したのは、占領から一ヵ月以上が過ぎた 45 年 10 月初めのことであった。10 月 8 日、国務省の極東課長ヴィンセント (John C. Vincent) は、米国民向けのテレビ番組の中で「国教としての神道は廃止されるが、日本人個人の宗教としての神道は保護される」と述べ、神道を国教的地位から追放することを条件に神道を宗教として尊重する方針を明らかにした<sup>(48)</sup>。南朝鮮では非宗教として廃止された神道が、日本では宗教として保護されることになったのである。

神道を宗教として尊重するというこのニュースは、数日後には日本の新聞でも報道され、これを受けて、日本政府や神社関係者の神社存続に向けた動きは活発化した。彼らは、10 月初めの段階では、神社は宗教ではないという立場、すなわち「神社非宗教論」を維持したまま、「神社における祭祀は農産豊饒のことを中心とし……侵略的または軍国的内容を有せず。戦時中、武運長久または必勝の祈願が行われたるは時局を反映した臨時の現象」であることを GHQ／SCAP に証明して、

神社の存続を求める案に傾いていた<sup>(49)</sup>。ところが、ヴィンセント声明により神道が宗教として尊重される方針が明らかになるや、日本政府（神祇院）は一転して国家神道は「神社神道として純呼たる宗教の建前をもって、今後の維持、発展を図るべきである（傍点筆者）」という方針に転換し<sup>(50)</sup>、GHQ／SCAPに対しても「神社をして真に国民の自由なる信仰の対象たらしめ、以って国民信教の自由の確立に資せん」とする姿勢を明らかにした<sup>(51)</sup>。

このように、日本の場合、米国政府が神道を宗教として尊重する姿勢を見せたことを受けて、日本政府もまた神社が宗教である——あくまでも「建前」ではあるが——との立場を取り、神社の存続を図る道を選んだ。この結果、GHQ／SCAPにとって、USAMGIKのように「神社非宗教論」を利用して、神社を廃止するという選択肢は全く不可能となり、これに代わる新たな解決策が必要とされた。

### （3）JCS 指令

この問題の解決に向けた鍵は、ヴィンセント声明からさらに一ヵ月後、米国の合同参謀本部（Joint Chiefs of Staff；略称 JCS）により提示された。JCS が 45 年 11 月 3 日付けでマッカーサーに送った指令は新たな神道政策として次の内容を指示していた。

日本の軍国主義的、超国家主義的イデオロギーとプロパガンダの頒布は、如何なる形であれ、厳しく禁じられ、完全に抑えられるべきである。貴官は、日本政府に対して、国家神道施設に財政的及びその他の援助を与えることを停止するよう要求しなければならない<sup>(52)</sup>

この指示は、国家神道や神社を直接に禁止するのではなく、それらに対する公的な支援の禁止を命じたという点で、USAMGIK の神道政策には見られない新しい方向性を打ち出していた。すなわち、JCS は神道を宗教として存続させる一方で、神道に対する国家の支援の禁止——国家と神道の分離——を通じて、国家神道を弱体化させ、

その軍国主義的要素を除去することを狙ったのである。

この JCS 指令を具体的な法令へと書きかえる作業は、GHQ／SCAP の民間情報教育局（Civil Information & Education；略称 CIE）を中心に行われた。CIE 内では特に宗教課がその中心的役割を果たしたが、その課長であるバンス（William K. Bunce）は同指令を入念に再検討する過程で、神道に対してのみ公的支援を禁じることは神道に対する差別的措置であり、宗教間の平等に反する——「宗教の自由」を犯す——恐れがあることに気がついた<sup>(53)</sup>。そこで、彼は、神道のみならず全ての宗教に対して一律に公的援助を禁止するべきとの結論に達し、この修正を盛り込んだ上で、いわゆる「神道指令」を起草した。こうして生まれた「神道指令」では、

本指令の目的は宗教を国家より分離するにあり、啻に神道に対してのみならず、あらゆる信仰、宗派、信条に対して、政府と特殊関係を持つことを禁じ、また軍国主義的イデオロギーの宣伝を禁ずるものである（傍点筆者）

と定められ、「国家と神道の分離」に代わって、「国家と宗教の分離」という徹底した宗教と政府の分離——いわゆる「絶対的政教分離」——の方針が打ち出された。この結果、日本では神道を含むあらゆる宗教が国家から分離されることが義務付けられた。そして、この原則は後に日本国憲法にも取り入れられ、戦後日本社会の政教関係を決定的に規定することになる。

以上の検討から、「神道指令」に示された徹底した政教分離こそが、GHQ／SCAP が日本において「軍国主義の廃止」と「宗教の自由」を両立させる鍵であったことが看取できるであろう。すなわち、GHQ／SCAP は神道を宗教として存続させることで「宗教の自由」を維持しつつ、同時に徹底した政教分離を進めることで、国家神道を弱体化させ、「軍国主義の廃止」の達成を図ったのである。こうした GHQ／SCAP の「軍国主義の廃止」と「宗教の自由」のジレンマ克服手段を、USAMGIK のそれと対照させて図式化した

図2 USAMGIKとGHQ/SCAPのジレンマ克服手段

	ジレンマ克服手段	効果	宗教の自由	軍国主義廃止
USAMGIK	「神社非宗教論」	神社を廃止しても「宗教の自由」を侵害しない	× → ○	○
GHQ/SCAP	「絶対的政教分離」	神社を存続させても「軍国主義廃止」が可能	○	× → ○

のが上の図2である。

### 結びにかえて

#### ——神道政策の相違がもたらした影響

このように USAMGIK と GHQ / SCAP の神道政策における著しい相違は、「宗教の自由」と「軍国主義の廃止」を両立させるための手段の相違に起因していた。これは、逆にいえば、両者の神道政策が内容こそ全く対照的であったとはいえ、「宗教の自由」と「軍国主義の廃止」の両立を図るための戦略的選択の結果という点では、共通していたことを意味している。とはいっても、共に米国の占領組織である USAMGIK と GHQ / SCAP が、南朝鮮と日本において全く異なる神道政策を実施したことの妥当性は、実はすでに当時から両国の占領政策担当者達によって相当に疑問視されていた。

日本で「神道指令」が発令されてからまもない1946年初め、GHQ / SCAP の CIE は南朝鮮における宗教事情を調査するために W・C・カー (William C. Kerr) を USAMGIK に派遣した。南朝鮮へ到着したカーは、USAMGIK の政策担当者達に対して、GHQ / SCAP が日本では神社を宗教として保護する方針を決定したことを伝えたのであるが、これに対して、USAMGIK からは強い反発が寄せられたのである。カーが南朝鮮から東京の CIE 課長バンス宛てに送った報告によれば、USAMGIK の反応は次のようなものであった。

私が話した多くの米国人と朝鮮人は、日本における旧国家神道の神社を連合させて、一つの新しい宗派 (Religious Sect) にするという提案について<sup>(54)</sup>、驚きの色を見せました。私は、この問題に関し、私の知る限りのことできるだけ客観的に話すよう努めました。しかしながら

ら、彼らは、その政策は非常に多くの危険性を孕んでいるものだとして一様に否定的な反応をみせたのです<sup>(55)</sup>。

USAMGIK の否定的な反応は、彼らが国家神道と軍国主義を不可分の関係にあるとみて、すでに神社の廃止を実行していた経緯に照らせば、当然の反応であった。これに対して、日本で「神道指令」を起草するなど日本での神社存続政策に深く関与したバンスは、次のような弁明を USAMGIK に伝えるようにカーに返信を送った。

貴兄の朝鮮人・米国人の友人が、日本における神社本庁 (shrine association) 設立に関して動搖したのは、もっともなことです……しかし、神社本庁の設立は、新しい宗派の設立を意味するものではありません。神社神道における宗教儀礼は極めて多様ですから、巨大な統一団体が作られる可能性は低いのです。……現時点では、連合の先行きを予測するのは不可能ですが、一般的な観測としては、その将来は必ずしも明るくないとされています<sup>(56)</sup>。

バンスが、USAMGIK が日本における神社存続策を知って動搖を覚えたことを「もっともなこと」として冷静に受け止め、理解を示しているところから見て、彼は GHQ / SCAP の神道政策が USAMGIK のそれと矛盾することを予め認識していたようである。彼が、神社本庁が将来的に強大化することはないとの希望的観測に基づく説明に終始し、USAMGIK に対して説得的な反論を提示できなかったことも、そうした GHQ / SCAP の苦しい立場の現れであったと見ることができよう。

この後、USAFAIK と GHQ / SCAP の間で、さらに神道政策の相違をめぐり議論が交わされたのか、また両者間の政策の相違を埋める努力がなされたのかについては、史料上の制約により明らかではない。ただし結論として明らかかなことは、その後も日本で神社が廃止される、あるいは逆に

南朝鮮において神社が復活するといった政策転換は起ららず、その後も両占領軍は両国で異なる神道政策を継続したという事実である。

こうした神道政策の相違は、その後、南朝鮮と日本が独立国家に向けて歩む過程において、両社会における政教関係をも大きく相違させる要因になったと見られる。というのも、神道政策の遂行の過程で絶対的政教分離が必要とされた日本とは異なり、それが要求されなかった南朝鮮においては、その政教関係は日本のそれと比べて密接になり得る余地が十分に残されていたからである。事実、大韓民国憲法は日本国憲法と同様、米占領軍の強い影響下で起草されたにもかかわらず、その政教分離規定は、日本のそれと比して極めて簡潔なものに留まったのみならず、その後の大韓民国においては、政府が宗教問題に介入する、あるいは宗教が政治問題化するという事例が頻繁に発生した。果たしてこうした相違点がどの程度、米軍政期の神道政策に還元できるかは、今後のさらなる実証研究を待つ必要があろう。筆者は今後、考察の対象を USAMGIK の神道政策から宗教政策ひいては社会・教育政策一般へと広げつつ、日本における GHQ / SCAP の政策との比較を通じて、両国における戦後占領政策が、それぞれの戦後社会の発展に与えた影響について比較研究を行いたいと考えている。

(1) 「USAMGIK」は占領統治を行う行政機関であり、軍組織である「USAFIK」とは異なる別個の組織である。しかしながら、実際には USAMGIK の幹部職は、USAFIK の高級将校により兼務される場合が多く、両組織は人員面で重なりあっていた。このため、これまでの日本や韓国の研究書では、この両者の区別は特に意識されず、「軍政府」「軍政庁」「米軍当局」など異なる名称が米軍の統治機関・権力の総称として並列して用いられてきている。本稿の以下では、両組織の区別を明確に意識し、正確を期すべく、南朝鮮における占領の主体となった軍部隊を指す用語として「USAFIK」を、軍政開始後の占領統治機関・権力を指すものとして「USAMGIK」を使用する。略称にアルファベットを用いるのは、日本の占領統治機構が「GHQ / SCAP」とアルファベット表記されていることに対応したものである。

(2) GHQ / SCAP 内の民政局 (Government Sec-

tion) は局内に朝鮮課 (Korea Section) を有しており、同課は南朝鮮に関する情報収集および USAMGIK に対する助言を行っていた。同様に民間情報教育局も、南朝鮮の宗教問題に関してマッカーサーに助言する機能を有していた。両局の機能については、それぞれ Supreme Commander for the Allied Powers, *Political Reorientation of Japan, September 1945 to September 1948: Report of Government Section* (U.S. Govt. Print. Office, 1949) p.796; William P. Woodard, *The Allied Occupation of Japan 1945-52 and Japanese Religions*, (E.J. Brill, 1970), pp.23-24 (邦訳: ウィリアム・P・ウッドード『天皇と神道——GHQ の宗教政策』サイマル出版会、1988 年)

- (3) 神祠とは小規模の神社のことであり、1917 年の「神祠に関する件」という法令で、「神社に非ずして公衆に参拝せしめるため神祇を奉仕するもの」と定義され、10 人以上の連署を整えた上で、総督府の許可を受けることにより設置が認められた。同令の原文は、『日帝下法令輯覽』(国学資料院、1996 年) 所収の、朝鮮総督府編『朝鮮法令輯覽』(朝鮮総督府、1940 年) p.32 を参照。
- (4) 山口公一「戦時期朝鮮総督府の神社政策——国民運動を中心」『朝鮮研究会論文集・No.36』(緑陰書房、1998 年) pp.199-201; 並木真人「植民地後半期における民衆統合の一断面——ソウルの事例を中心に」『朝鮮社会の史的展開と東アジア』(山川出版社、1997 年) p.549.
- (5) 森田芳夫『朝鮮終戦の記録』(巖南堂書店、1964 年) pp.112-13 (以下、『森田・記録』と略記)。筆者の見ところ、これはソ連軍の侵攻により日本軍の治安維持能力が崩壊していたことに加えて、日本支配下で神社参拝強制に最後まで抵抗したキリスト教徒が北部朝鮮に多く、神社に対する反発が南に比べて相対的に強かったことが関係しているように思われる。
- (6) 『森田・記録』pp.109-13、竹島栄雄「終戦後の朝鮮神宮」森田芳夫・長田かな子編『朝鮮終戦の記録・資料編第 2 卷』(巖南堂書店、1980 年) pp.164-67. (以下、『森田・記録②』と略記)
- (7) 辞書的な定義によれば、「昇神」とは、「神社に鎮座している神靈に帰去を願う」ことである。国学院大学日本文化研究所編『神道事典』(弘文堂、1994 年) p.236.
- (8) 『森田・記録』p.111.
- (9) たとえば、敗戦翌日の 16 日、天皇家と繋がりの深い朝鮮神宮のご神体および神宝は、特別飛行機で東京の宮中へ輸送された。その他の神社のご神体は各神社で、火で焼く、海に沈める、土に埋めるなどの方法を通じて「昇神」させられた。竹島栄雄『森田・記録②』p.165; 『森田・記録』pp.111-12.
- (10) この文書には、全 13 項目の要望が記されており、神社に関する要望はその第 12 番目の項目であった。山

- 名酒喜男「終戦後の朝鮮における事情概要」森田芳夫・長田かな子編『朝鮮終戦の記録・資料編第1巻』(巖南堂書店、1979年) p.18. (以下、『森田・記録①』と略記).
- (11) 『森田・記録①』p.30.
  - (12) 日本の敗戦に伴い、在朝鮮の日本人は、「日本人世話会」と呼ばれる民間の互助組織を作り、総督府と協力しながら本土への引揚げおよび朝鮮への残留準備を進めている。同会の活動については『森田・記録』pp.132-48.
  - (13) 『森田・記録』p.406.
  - (14) 『森田・記録』p.406.
  - (15) 『森田・記録』p.406.
  - (16) 例えば、ブルース・カミングス『朝鮮戦争の起源』(シアレヒム社、1989年) pp.166-77; 李圭泰『米ソの朝鮮占領政策と南北分断体制の形成』信山社、1997年、pp.17-36.
  - (17) United States Armed Forces in Korea, *History of the United States Armed Forces in Korea*, (Manuscript in the Office of the Chief of Military History, 1947, 1948) PartI, Ch.I, pp.12-15 (同史料は『駐韓米軍史』トゥルベグ社、1988年に所収。同史料は以下、HUSAFIGKと略記) .
  - (18) マニラ司令部がUSAFIGKに与えた指示内容の詳細については、HUSAFIGK, Part III, Ch.I, pp.12-13を参照せよ。
  - (19) Leonard Hoag, *American Military Government in Korea: War Policy and the First Year of Occupation, 1945-46*, (Dept. of the Army, 1970) pp.104-105から再引用 (同史料は、申福龍編『韓国分断史史料集II』原主文化社、1993年に所収)。
  - (20) ここで言う降伏文書とは、以下で触れるように、USAFIGKが現地占領後に総督府との間で交わされた降伏文書のことである。同文書は総督府に対して「軍国主義の廃止」を定めた「ポツダム宣言」を受諾し、それを南朝鮮においても実行するよう規定していた。降伏文書の詳細については、『森田・記録』pp.279-82.
  - (21) 『陸戦の法規慣例に関する条約』(ハーグ条約; 1907年10月18日署名) の「第三款 敵国の領土に於ける軍の権力」においては、第46条「私有財産並びに宗教の信仰及びその遵行は、これを尊重すべし」、第56条「宗教、慈善、教育、技芸及び学術の用に供せらるる建設物は、私有財産と同様に之を取扱ふべし」とされていた。
  - (22) この規定は、前掲のHoag, pp.104-105からは漏れているが、次の史料に記載されている。“Activities of the Section on Religions in the Bureau of Education since Military Government”, 17 December, 1945, item 1-d, GHQ / SCAP Records, CIE (D) 04749-50 (国立国会図書館所蔵)。なお、当事の米国陸海軍の軍政に関するマニュアルも「国際法は宗教的信念および慣習が尊重されることを要求している」のであり、「すべての歴史的、文化的記念碑および芸術作品、宗教的儀式に用いる神社仏閣、礼拝堂および美術品を保護することは米国の政策である」と繰り返し強調していた。『米国陸海軍軍政／民事マニュアル』(竹前栄治・尾崎毅訳:みすず書房、1998年) pp.13-14.
  - (23) William C. Kerr, *Notes on Religious Situation in Korea*, 1946, p.73. この史料はカーがGHQ / SCAPの内部資料として作成したもので、GHQ / SCAP Records, CIE (A) 09083-85に所収されている。
  - (24) HUSAFIGK, Part I, Ch.IV, pp.6-7; 『森田・記録』pp.284-85.
  - (25) この布告が作成されたのは、GHQ / SCAPが日本占領を開始した後の9月8-7日にかけてのことである。同布告は、東京で印刷されたため、USAFIGKの担当者が受領のため東京を訪れ南朝鮮へと輸送した。HUSAFIGK, Part I, Ch.IV, p.20.
  - (26) 朝鮮神宮は、9月5日、総督府から解体焼却の指令を受け、7日に解体工事に着手したところであった。竹島『森田・記録②』p.166.
  - (27) 『森田・記録』p.405. なお、文中の「軍政庁」とはUSAMGIKのことである。本稿の注1を参照せよ。
  - (28) 同布告の第二条は「……公共事業に従事せる職員ならびに雇用人は……全ての記録および財産の保管に任せべし」と規定していた。『森田・記録』p.284.
  - (29) アーノルドは当事の軍政長官であり、この発言は、と朝鮮神宮の額賀大直宮司との会談の際になされたものである。『森田・記録』p.405.
  - (30) 《一般命令第一号》の前文には「朝鮮人は占領の目的が降伏文書の条項と朝鮮人の個人的および宗教的权利の保護にあることを深く認識するものと余は確信す」とあった。『森田・記録』p.284.
  - (31) 『森田・記録』p.405.
  - (32) 総督府で宗教を管轄したのは学務局宗教課であり、神社は内務局地方課であった。
  - (33) 韓哲曇『日本の朝鮮支配と宗教政策』(未来社、1988年) p.165.
  - (34) 軍政庁が、神道を国家神道と教派神道に区分し、後者の宗教的权利のみを保護する政策であったことは、“Activities of the Section on Religions in the Bureau of Education since Military Government”, item 2-g 項から確認できる。
  - (35) United States Army Military Government in Korea, *Official Gazette*, USAMGIK / Headquarters を所収した『米軍政府官報・第一巻』(原主文化社、1992年) pp.116-18には《一般命令第5号》は記載されておらず、代わりに同令を一部改定した《法令第11号》のみが記載されており、ここで筆者が参照したのも

- 《法令第11号》である。なお《一般命令第5号》の発令日は、山名『森田・記録①』p.37から確認した。
- (36) 実は、植民地期を通じて「神社法」という個別の法律が朝鮮に公布された事実はない。《法令11号》では廃止すべき「神社法」について「神社法-朝鮮法規類編第2巻第6編第1頁至第88頁、1919年7月18日制定」という記述がある(『美軍政府官報・第一巻』p.118)が、筆者の調査した限り、『朝鮮法規類編』という史料の所在は確認できていない。また、類似した名称の資料として、帝国地方行政学会編纂『朝鮮法規類纂』(帝国地方行政学会、1929年)があるが、これにも「神社法」の記載はない。ただし、朝鮮神宮宮司であった額賀大直が「朝鮮内にある神社に関する規定が、軍政府条令第5条を以って廃棄された」と述べているので、「神社法」の廃止が朝鮮の神社関連諸法の廃止であったことは間違いない。この額賀の発言については「朝鮮神宮取り壊し焼却」京城日報、45年10月18日(『森田・記録②』p.167から再引用)を参照。
- (37) 竹島栄雄『森田・記録②』pp.164-67.
- (38) 『森田・記録』p.405. 神社の管理業務は、当初、総督府の行政習慣を継承して、軍政府地方課によって行われていた。しかし、46年4月の地方課廃止され、その関連業務は管財課に移された。The Military Governor, United States Army Military Government in Korea, *History of United States Army Military Government in Korea, Part I-III, Period of September 1945 - 30 June 1946*, prepared by the Statistical Research Division of the Office of Administration, Headquarters United States Army Military Government in Korea(以下、HUSAMGIKと略記) Part II, pp.49-52. なお、神社関連業務が、財産管理を主とする管財課に移されたことからみて、ちょうどこの時期に全神社の財産没収業務が完了したものと推測される。
- (39) 『森田・記録』p.406.
- (40) CAC-117,PWC-115, "Japan: Freedom of Religious Worship", Memorandum prepared by the Inter-Divisional Area Committee on the Far East, Mar. 15, 1944. 神社新報社『増補改訂・近代神社神道史』(神社新報社、1987年) pp.224-26から再引用。
- (41) 前掲の"Activities of the Section on Religions in the Bureau of Education since Military Government"の2-g項から、軍政府が仏教や教派神道を宗教と見なし、その宗教的権利の保護することを決定したことが確認できる。ただし、実際の現場レベルでは教派神道が十分に保護されないケースも生じていた。例えば、京城の天理教施設は、一旦は USAMGIK の一将校よ  
って保護が約束されたものの、後に USAMGIK の協力を得た朝鮮人のキリスト教グループにより接収された。鄭明守『大韓天理教史』(未来社、ソウル、2000年) pp.239-41。これは明らかに宗教の自由に反する行為であったが、なぜ USAMGIK がこうした強硬措置を容認したのかは不明である。USAMGIK が天理教の施設を国家神道の神社と混同した可能性もある。
- (42) 日本仏教や教派神道の活動については、Kerr, pp. 65-68, 73-74、『森田・記録』pp.407-08などを参照した。
- (43) HUSAFIK, Part I, Ch.②, pp.8-9, ウィリアム・J・ゲーン「米軍政府実施の日本人送還」『森田・記録②』p.24.
- (44) 光富嘉八「群山日本人の引揚」『森田・記録②』pp.274-75。
- (45) 『森田・記録』p.382. 在朝日本人の神社存続の要望が却下されたのは、在朝日本人の全員引揚げが決定し、南朝鮮における神社信仰の継承者がほとんど存在しない状況になったことと関係しているかもしれない。つまり、USAMGIK の神道政策・宗教政策と日本人引揚げ政策の間には密接な関連が存在していた可能性がある。これは、今後の検討課題である。
- (46) "United States Initial Post-Surrender Policy for Japan", *Political Reorientation*, Appendix A: 11, pp.423-26.
- (47) ウッドードによれば「対日初期政策」第一次草案には、一定の神道政策が記載されていたという。しかしながら、最終草案に至る過程でその部分は削除され、それがマッカーサーに届いた時には神道には一切触れない内容になっていたという。Woodard, p.54
- (48) Woodard, pp.54-55
- (49) 神社新報社『神道指令と戦後の神社神道』(神社新報社、1974年) p.18.
- (50) 神社新報社『神道指令と戦後の神社神道』p.27.
- (51) 神社新報社『神道指令と戦後の神社神道』p.30.
- (52) "Basic Directive for Post-Surrender Military Government in Japan Proper, JCS 1380/15", *Political Reorientation*, Appendix A:13, p.432.
- (53) 竹前栄治『GHQの人々』(明石書店、2002年) pp. 273-74; Woodard, p.49.
- (54) 戦後、国家から分離された神社が連合して設立された民間の宗教組織「神社本庁」のことを指す。
- (55) "W. C. Kerr to W. K. Bunce, 30 Jan. 1946", *GHQ/Records*, CIE (D) 04749.
- (56) "W. K. Bunce to W. C. Kerr, 16 Feb. 1945", *GHQ/Records*, CIE (D) 04750.